

フロン排出抑制法の 遵守をお願いします



【フロン排出抑制法とは】

平成27年4月1日より「フロン排出抑制法」が施行されました。

同法は、業務用エアコンや冷凍・冷蔵機のうち、冷媒としてフロン類が使用されている機器(第一種 特定製品)の管理者(使用者など)を対象に、フロン類の「使用の合理化(フロン類の使用抑制)」や「管理 の適正化」のための判断基準について遵守を求める内容となっています。

【対象となる機器】

業務用エアコン・冷凍空調機器(第一種特定製品)

【法律で定められている必要なこと】

利用されている事業所については、下記の点検、適切な場所への設置、フロン類漏えい発見時の対 応、点検等の履歴の保存など、同法の適正な施行についてご協力をお願いします。

- ・簡易点検~すべての第一種特定製品を対象とした、目視などの簡易的な点検の実施 (3か月に1回以上)
- ・定期点検~一定の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期的な点検の実施

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

【出前説明会講座を開催しています】

北海道庁では、事業者等が参加する各種会合などで、同法制度の説明会として「出前説明会講座」を 開催していますので、要望がある場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道環境生活部環境局低炭素社会推進室 計画推進グループ ☎011-204-5190(直通)

熊石消防署予防係 ☎0137-63-26 八雲消防署予防第1 **☎**01398-2-3393

8

2 係

の調理中は決してその場を 、問い合わせ先】 際は、火を消してください で お の やめください。 火おこしは危 険 です る離

⑥ 炭 ④ ス 並 カ ベ所 0 用 がにカ を置かないでくださ トーブやファンヒ ベ セットコンロを2台以 近くなど、 L 7 な セッ 使 ١V 以用しな でくださ 卜 ・コンロ 高温になる ٧١ でくださ • ì ボ \ \ 0 タ ン

②クッキングヒーター ボンベを置物器など、 セ ラミ を置かない ッ カセ ク 他 付 1き焼 己の熱源 ットコンロ き網 でくださ の上 · や 焼 は 使 B

(問い合わせ先)

函館弁護士会

0138

41

0232

会

場』はぴあ八

雲

※予約制・先着順

ねりま ない

す。

ださ ①カセッ を確認し、 か?使用する前に以下 等を しないでください。 うな大きな調 セ 正 ツ 卜 しく使用しています 卜 安全に使用してく コ コ ン ン 理器具 口 口 しをお ・ガスコン おうよ のこと は 使 用 **※** がが午

午 2

·後 1

時 日

\ 4 (金)、

時

(相談30分)

後3時までに新たな受付

場合は終了する場合

月

10

24日(金)

函館弁 護 士会による 無料法律相 談

相

消防本部からの

力

談